内閣提出法律案(九件)

56	55	54	50	25	24	23	番号
電波法の一部を改正する法律案	する法律案・簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正	法律案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	法の一部を改正する法律案関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に	関する法律案郵政官署における国債等の募集の取扱い等に	郵便貯金法の一部を改正する法律案	件
<i>"</i>	"	"	"	"	"	衆	院議先
른 九	三	三、九	三、六	1711	1711	杏 、二二二	月提日出
(子 子)九 可	(子)九	(子) 一页	(字) 一可	(予) 可	(予 予 可	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	付委 参
· 克 決 关	五 決 宝	五 決 三		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	· 英三	可二、五三、	員 議 決会
可 共	可	可	可 英	可	可 芸芸	可二、五宝	議本 会 院 決議
三 九 可	三、 九 可	長 九 可	毛 二	五、六	五 <i>六</i> 可		+
可 共 決	可 共 決 宝	可	可	修五五五	可 英 決	杏、玉、☆ 杏、玉四	議委員 議 決会
可	可	可 ————————————————————————————————————	可英高	修 平 正 50	可	修二、五五正	議本 会 決議
							備
							考

書を受び損益計算書並びに日本放送協会昭和六十年の	(
びにこれに関する説明年度財産目録、貸借対	4	1
	携	<u>l</u>
六	出	
_	月	
	E	i
夳	付委	
	員 託会	参
<u> </u>	議委	
	員	議
	決会	
	議本 会	院
	決議	
	付委	
	員	衆
<u> </u>	託会議委	
	武安	議
	決会	
	議本	院
	会決議	erc.
	次藏	
	媠	Ħ

NHK決算(一件)

	**			
1	i	番号		
認を求めるの件放送法第三十七条第二項の規定に基づき、	号件			
承				
衆	院議先			
	月	提		
三 四	日	出		
二、三、四 二、三、平 四 二、三、四 二、三、四 二、三、四 二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	付 員 会 養			
志 認夫	員 決会	議		
承二、三二七 認	議本 会 決議	院		
六二、三、四	付委 員 託会	i		
承二、三一 認	議委員決会	議		
承二、三宝 認	議本会決議	院		
	f	Ħ		
	‡	<u>¥</u>		

国会の承認を求めるの件(一件)

93	67		
電気通信事業法の一部を改正する法律案	る法律の一部を改正する法律案郵便業書等の発売並びに寄附金の処理に関す郵便法及びお年玉等付郵便業書及び寄附金付		
衆	参		
E (1)	六二、三、元 九		
(予)	六二、三、九 六二、三、九		
可 <u> </u>	可二、五二、		
可	可		
決宅	決三		
英 三	六二、三元 六二、二、六二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二		
可五			
典 決元	決芸		
可 <u>弄</u> 決つ	可二、五六、五六、五六、五六、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、		

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

要旨

一、貯金総額の制限額の引き上げのとおりである。するものであつて、その主な内容は次のとおりである。の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用できるようにすること等を行おうと金を一定の範囲で運用できるようにすること等を行おうとか、本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、

円に引き上げることとする。
のを除く。)を三百万円と定めているが、これを五百万のを除く。)を三百万円と定めているが、これを五百万が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る郵便貯金に係るもび、住宅積立郵便貯金がに勤労者財産形成貯蓄契約及額(住宅積立郵便貯金がに勤労者財産形成貯蓄契約及

二、貸付金総額の制限額の引き上げ

引き上げることとする。額の制限額を百万円と定めているが、これを二百万円に現行法では、郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総

三、金融自由化対策資金の運用

郵便貯金を金融自由化に適切に対応させるため、郵便野金特別会計に設けられる(郵便貯金特別会計法改正案)を融自由化対策資金は、郵政大臣が運用することとし、その資金の運用範囲は、国債、地方債、金融債、一定の社債・外国債・金銭信託等とすることとする。
「同年十月一日」を「所得税法(昭和四十年法律第三十三「同年十月一日」を「所得税法(昭和四十年法律第三十三年規定の施行の日を踏まえ、政令で定める日」とする修正が行われている。

委員長報告

め、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で連用で会における審査の経過と結果を御報告いたします。会における審査の経過と結果を御報告いたします。
とだいま議題となりました三法律案につきまして、委員をだいま議題となりました三法律案につきまして、委員

令で定める日」とする修正が行われております。
なお、本法律案は、衆議院において、施行期日を定めた「同年十月一日」を「所得税法第九条の二の規定が改正さいる場合における同条の改正規定の施行の日を踏まえ、政制則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、時別第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に、

であります。

「大による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において人による国債等の所有の促進を図るため、郵便局において、がに、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関す

おうとするものであります。に対応して郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行ため、郵便為替法及び郵便振替のサービスの改善を図るに対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図る建案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者の要望

願いたいと存じます。 質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、

質疑を終わり、討論に入りましたところ、郵便貯金法の

員より反対の旨の意見が述べられました。の取扱い等に関する法律案に対し、日本共産党山中郁子委一部を改正する法律案及び郵政官署における国債等の募集

可決すべきものと決定いたしました。
貯金法の一部を改正する法律案は多数をもつて原案どおり次いで、三法律案について順次採決の結果、まず、郵便

法律案については、全会一致をもつて原案どおり可決すべた、最後に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正することに決しました。

、最後に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関することに決しました。

なお、本法律案に対し、大木正吾理事より四項目の附帯なお、本法律案に対し、大木正吾理事より四項目の附帯

以上、御報告申し上げます。

きものと決定いたしました。

(閣法第二四号)郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案

要旨

対処し、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、国民の本法律案は、最近における社会経済環境の変化に適切に

健全な財産形成に資するとともに、国債等の円滑かつ安定対処し、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、国民の

促進を図るため、郵便局において国債等の募集の取り扱い的な消化に寄与する観点から、個人による国債等の所有の

その他の業務を行おうとするものであつて、その主な内容

は次のとおりである。

一、郵便局において、国債等の募集の取り扱いを行うこと

とする。

盗難や紛失の危険に備えて証券の保護預りを行うことと二、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、

する。

及び利子の支払いに関する事務を取り扱うこととする。二、 郵便局において募集の取り扱いをした国債等の元金

国民の緊急な資金需要にこたえるため、郵便局におい

を行うこととする。 て募集の取り扱いをした国債等について、その買い取り

行うこととする。
て募集の取り扱いをした国債等を担保として貸し付けを五、国民の当座の資金需要にこたえるため、郵便局におい

委員長報告

四二ページ参照

法第二五号)簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び

要旨

本法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積の増進を図るため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積の増進を図るため、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金や別会計の積の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益

険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるよう簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易保郵便年金福祉事業団に対する貸し付け 簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金の簡易保険

にするため、同事業団をその運用範囲に加えること。

二社債及び外国債の保有制限の緩和

すること。
立金総額のそれぞれ百分の二十(現行は百分の十)と
社債及び外国債に運用する積立金の額の限度を、積

二、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正

□ 事業団の業務範囲の拡大

から借り入れた資金の運用を行うことを加えること。事業団の業務に、簡易生命保険及郵便年金特別会計

二資金の運用対象範囲

事業団は、一の資金の運用については、国債、地方 の位確実と認められる有価証券の取得、郵政大臣 が適当と認めて指定する預金又は貯金、信託業務を営 が適当と認めて指定する預金又は貯金、信託業務を営 が適当と認められる有価証券の取得、郵政大臣

て利益が生じたときは、政令の定めるところにより、務に係るものと区別して勘定を設け、この勘定におい事業団は、二の業務に係る経理については、他の業 資金運用業務に係る経理と特別会計への納付

これを簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付するも

のとすること。

一日」から「公布の日」に改める修正を行つた。なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十二年四月

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を簡易保め、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の方とともに、同事るため、同事業団をその運用範囲に加えるとともに、同事るため、同事業団をその運用範囲に加えるとともに、同事るため、同事業団をその運用範囲に加えるともできるようにするものであります。

われております。「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」とする修正が行なお、本法律案は、衆議院において、施行期日について

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正するとができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるようにするものであります。

願いたいと存じます。 質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、

度疑を終わり、討論に入りましたところ、簡易生命保険 及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案に対し、日本 共産党山中委員より、反対の旨の意見が述べられました。 大いで、両法律案について順次採決の結果、簡易生命保 険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案に対し、日本 がいで、両法律案について順次採決の結果、簡易生命保 でして、また、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正 する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの する法律案は全会一致をもつて原案とおり可決すべきもの は、日本 では、また、簡易生命保険 が、こころ、簡易生命保険 ので、また、簡易生命保険 を決定いたしました。

を整備しようとするものであります。

一次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、最近の整備しようとするものであります。

な規定の整備を行おうとするものであります。するとともに、超短波多重放送を実用化するために、必要協会の間で国際放送を相互に中継することができるように際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者と日本放送事た、放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、国

を講じようとするものであります。
を講じようとするものであります。
に不法な無線局の増加に対処する等のため、所要の措置らに不法な無線局の増加に対処する等のため、所要の措置らに不法な無線局の増加に対処する等のため、広く国民が利用するに不法な無線局の増加に対処する法律案は、最近におけるらに、電波法の一部を改正する法律案は、最近におけ

委員会におきましては、三法律案を便宜一括して審査し、

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知

願いたいと存じます。

法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党山中委員よ質疑を終了し、討論に入りましたところ、電気通信事業

り反対の意見が述べられました。

決定いたしました。

、決定いたしました。

なお、電気通信事業法の一部を改正する法律案に対し、

以上、御報告申し上げます。

三項目にわたる附帯決議を行いました。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

要旨

ことができるようにし、また、超短波多重放送を実用化す事業者と日本放送協会との間で国際放送を相互に中継する本法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送

こうによりがは、必要な規定の整備を行おうとするものであつて、

その主な内容は次のとおりである。

番組を中継国際放送として放送できることとする。一、日本放送協会は、外国の放送事業者の国際放送の放送

会へ諮問しなければならないこととする。ととし、郵政大臣はこの認可に当たつては電波監理審議本放送協会は郵政大臣の認可を受けなければならないこ二、中継国際放送についての協定を締結するときには、日

に放送設備を賃貸することができることとする。こととするとともに、超短波多重放送を行おうとする者三、日本放送協会は、超短波多重放送を行うことができる

委員長報告

一四五ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第

五四号)

要旨

本法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者

りである。

正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおを図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改を図るため、郵便為替法及び郵便振替のサービスの改善の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善

一、郵便為替法の一部改正

る。
上限を法定し、具体的な金額は省令で定めることとすで十四種類が法定されているが、これを一万円というで「四種類が法定されているが、これを一万円という「一定額小為替の為替金額は、現在、百円から三千円ま

こととする。
「一為替証書の有効期間を二ヵ月から六ヵ月に延長する」

二、郵便振替法の一部改正

を受け入れる加入者が負担することができることとす 電信払い込み及び振替の料金は、払込金又は振替金

ることとする。合には、通常払い込みまたは通常振替の料金を免除す団体であつて省令で定めるものに寄附金を送金する場団 社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人または

三 振替口座の開設料金を無料とすることとする。

に延長することとする。 四 郵便振替の払出証書の有効期間を二ヵ月から六ヵ月

り納付することができることとする。

国 郵便に関する料金を振替口座から払い出すことによ

うことができることとする。 ついて、契約者の振替口座に払い込むことにより支払

、 簡易生命保険の保険金等または郵便年金の年金等に

委員長報告

一四二ページ参照

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案(閣

要旨

法第五五号)

うにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。とともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができるよ実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善する簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充本法律案は、最近における長寿社会の進展等にかんがみ、本法律案は、最近における長寿社会の進展等にかんがみ、

、簡易生命保険法の一部改正

□ 終身保険制度の改善

ができるものとする。 定期間継続したことにより保険金の支払いをすること 被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一

① 疾病傷害特約制度の改善

とができるものとする。する身体障害の状態について保険金の支払いをするこ被保険者の疾病を直接の原因とする常時の介護を要

三 契約者貸付金の証券等による弁済

証券等を保険契約者に対する貸付金の弁済に充てる

二、郵便年金法の一部改正

ことができるものとする。

証券等を年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てる

ことができるものとする。

委員長報告

四五ページ参照

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

要旨

て、その主な内容は次のとおりである。

ながみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素合理化を図るとともに、電波の有効利用の促進に資するまのにがみ、広く国民が利用する無線局について免許手続の簡素が

確保した上で、免許を不要とすることとする。それが少ない無線局について、技術基準への適合性等を一、使用する電力が小さく、他の無線局に混信を与えるお

有効期間を五年から十年に延長することとする。二、広く利用されているパーソナル無線について、免許の

する照会相談に応じる等の業務を行わせることとする。三、郵政大臣が指定する公益法人に、無線局の開設等に関

四、指定された空中線電力の範囲を超える無線局を運用し

五、違法な無線局が他の無線局に混信を与えた場合においた場合の罰則規定を整備することとする。

他の多数の無線局の運用に重大な悪影響を与えるお

は公表することとする。し、必要な事項を勧告し、これに従わない者があるときそれがあると認めるときは、製造業者または販売業者に対

委員長報告

一四五ページ参照

(閣法第六七号)売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発

要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上をおよります。

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービスの向上

一、郵便法の一部改正

第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例範囲の

拡大

広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、 広告郵便物(第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、
たものをいう。)で、省令で定めるものを目的として、
同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。)で、省令で定めるものを目的として、
はされたものの料金合計額または一定期間内に料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額として、一定数量以上差し出されたものの料金総計額ので定める。

郵便料金は、料金の納付が確実であり、かつ、徴収口 郵便料金の口座振替による納付方法の実施

付することができることとする。金口座または貯金口座からの口座振替の方法により納上有利であると認められる場合に限り、金融機関の預

三 代金引換制度の改善

書留としない郵便物についても、代金引換とするこ

とができることとする。

あて名変更料及び取り戻し料について、省令で定め四 あて名変更料及び取り戻し料の納付の改善

る場合には、納付を要しないこととする。

西郵便私書箱の使用料の廃止

郵便私書箱の使用料を廃止することとする。

二、お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並

びに寄附金の処理に関する法律の一部改正

とともに、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ題名を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改める

引番号付きの郵便切手を発行することができることとす

る。

委員長報告

便物の料金の特例範囲を拡大し、専ら商品の広告等のためるサービスの向上を図るため、第一種郵便物及び第二種郵員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました法律案につきまして、逓信委

うにするものであります。として金品を贈るくじ引番号付の郵便切手を発行できるよることにするとともに、郵便料金の口座振替による納付を後回し処理等の条件の下で、最高三○%の料金割引ができんに大量に差し出される広告郵便物については、区分差出、

承知願います。 委員会における質疑の詳細については会議録によつて御

た。一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

,

以上、御報告いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第九三号)

要旨

とその健全な発達を図るため、電気通信事業者が条約そのを他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現み、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備最近における国際通信ニーズの多様化・高度化にかんが

な内容は次のとおりである。等に関する規定を整備しようとするものであつて、その主確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続他の国際約束により課された義務を誠実に履行することを

一、条約等の国際約束の遵守

他の措置をとることを命ずることができることとする。るおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その履行していない等のため、公共の利益が著しく阻害されを入りまされた義務を誠実に郵政大臣は、電気通信事業者が国際電気通信事業に関

二、電気通信設備の接続等に関する協定

結しようとするときは、郵政大臣の認可を要することと事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者

三、電気通信事業者の約款外役務による提供

に提供するため、約款外役務の提供に関する契約を締結る電気通信役務(約款外役務)を第二種電気通信事業者第一種電気通信事業者は、提供条件が契約約款と異な

しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとす

る。

四、電気通信設備の接続等に関する命令

を命ずることができることとする。
は、当該接続等に関する協定又は契約を締結すべきこと
第二種電気通信事業者に対する約款外役務の提供に関し、
の接続若しくは共用または第一種電気通信事業者の特別
の接続若しくは共用または第一種電気通信事業者の特別

委員長報告

一四五ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(閣承認第一号)

委員長報告

本件は、日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました承認案件につきまして、逓信

計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするも

のであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましたしております。

以上、御報告申し上げます。

率化などに置いております。国際放送の新送信設備の全面的運用の開始、事業運営の効備の整備の推進、視聴者の意向に応じた放送番組の編成、また、事業計画におきましては、その重点を衛星放送設

見が付されております。なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意

ました。リンピックの放送権料などの諸問題について質疑が行われば業活動のあり方、衛星放送の番組編成方針、ソウル・オーダ真会におきましては、今後の経営の見通し、効率的な

でであることに決しました。でお、本件に対し、大木正吾理事より、放送の不偏不党の堅持、長期的経営のあり方の検討など五項目から成る附の堅持、長期的経営のあり方の検討など五項目から成る附の堅持、長期的経営のあり方の検討など五項目から成る附の軽減、本件に対し、大木正吾理事より、放送の不偏不党の経済を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一質疑を終わり、